

参考4

都市計画法第36条完了届出から開発検査済証までの流れ

交野市の法第32条検査

※【様式第8号：竣工検査申請書】の提出。  
・後に公共・公益施設の管理する課が検査を行います。  
※開発調整課も立会います。

都市計画法第36条届出書の提出  
公共・公益施設寄付申込書の提出

・2部提出。（大阪府用に1部：経由印押印返却します）  
※法第32条の検査に合格していないと経由は出来ません。  
・公共・公益施設寄付申込書【様式第9号】提出。

36条届出書経由

・大阪府へ提出してください。

大阪府の完了検査

・大阪府が検査を行います。※開発調整課も立会います。

工事確認報告書の発行

「工事確認報告書」発行の主な条件

- ・32条内容確認及び工事現場完了。
- ・公共・公益施設寄付申込書【様式第9号】提出。  
（※担当権抹消後の謄本要）
- ・道路占用、道路使用、工事写真、竣工図面の提出。
- ・公共下水道接続協議工事完了届提出。
- ・汚水排水施設移管申請書提出。
- ・その他必要と認める書類の提出。

「工事確認報告書」の提出

開発検査済証の発行（大阪府）

完了公告

・所有権移転：完了公告の翌日を起因日として所有権移転。  
※交野市が所有権移転登記を行います。

■■■■ ・・・申請者が行う部分